

昭和村農地賃借料情報

農業委員会は農地賃借の参考に直近で締結(公告)された農地の賃借料について情報提供を行っております。

昭和村における令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)及び変更された賃借における賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりとなっております。

この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約時の参考として提供するものです。あくまで参考であり、貸し手と借り手の双方の話し合いの中で賃借料を決めてください。

田(水稲) 10aあたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
松山	6,860	6,860	6,860	1
中向	7,000	7,000	7,000	2
小中津川	4,900	4,900	4,900	3
両原	4,000	4,000	4,000	1
大芦	5,000	5,000	5,000	6

畑(カスミソウ) 10aあたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
矢ノ原	10,000	10,000	10,000	1

畑(カスミソウ) 一筆あたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
矢ノ原	17,000	35,000	10,000	5

田(カスミソウ) 一筆あたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小中津川	10,000	10,000	10,000	2
大芦	13,333	20,000	10,000	3

※ 1カ所(複数の筆)当たりの賃借料を設定したデータは含みません。

参考情報

令和4年の利用権設定は24筆あり、そのうち中間管理事業法(中間管理事業を活用した賃借)による利用権の設定は13筆(約54.1%)ありました。

令和5年4月

農業委員会の定例会は毎月20日前後を予定しています。利用権設定等の申し出は、毎月10日までに農業委員会事務局までお願いいたします。